

# 安平町まちづくり委員

**募集!**

町では、まちづくりに係る重要な計画や行財政施策などについて、住民の目線で率直な意見を出していただき、その声をまちづくりに反映させることを目的に、安平町まちづくり委員会委員を募集します。

## 応募資格

満18歳（高校生を除く）以上の安平町に在住する方、若しくは安平町内の事業所等に勤務する方で、安平町のまちづくりに対し熱意と関心があり、会議に出席可能な方。

## 募集人員

6名（応募者多数の場合は地域や職種などに偏りのないよう選考させていただきます。）

※定数は16名以内となっておりますが、募集は6名とさせていただきます。

## 募集期間

12月8日（月）～12月26日（金）

8時30分～17時30分

※土日祝日を除く。

## 応募方法

市販の履歴書又は役場に備え付けの応募用紙（早来庁舎企画課企画調整係にありま

す）に記入のうえ、応募願います。

## 委員の任期

平成21年1月25日～平成23年1月24日まで（2年間）

## その他

まちづくり委員には、町条例に基づき報酬と費用弁償（旅費）が支給されます。

## ○報酬の額（日額）

委員長 7,000円

委員 6,000円

（会議が4時間未満の場合には半額となります。）

## ○費用弁償（旅費）

費用弁償の額は、役場までの距離に応じ支払うため、居住地により異なります。

## 応募・問合せ

企画課企画調整係

☎22751

## まちづくり委員会とは？ 期待する意見とは？

まちづくり委員会とは、住民主体のまちづくりを進めるため、町が事業などを進めるうえで基本となる「各種計画」の策定や町が行う重要施策に対し、町長の諮問に基づきその内容等について検討して答申する機関です。期待する意見としては、町長が諮問した事項について、住民の立場に立った建設的な意見や、計画や施策に対して配慮すべきことなどを期待しています。

## 委員会は年に何回開催するの？ 会議の時間帯は？

委員会は、町長の諮問に基づき開催されますので不定期の開催となり、1年間に多くても4回程度で、時間は午後5時以降から概ね2時間くらいと考えています。  
※審議の案件によってはそれ以上になることもあります。

## 仕事等の都合で急きょ委員会を 欠席する場合は？

開催の案内は極力早く行いますが、当日やむを得ない理由で出席できない場合には、ご連絡をいただき、後日会議の結果を書面でお知らせし、次回の会議に支障がないようにします。

**『広報あびら』や  
町ホームページ  
に有料広告を載  
せませんか!!**

町では、現在「広報あびら」と「町ホームページ」に有料広告を掲載中です。広報紙は町内全世帯に配布されます。ホームページの掲載については、インターネットをとおして町外の人も見ることができ、また、町内の事業所などの方に料金の優遇制度がありますので詳細については担当係にご照会ください。会社や事業所などの自社商品の宣伝手段の一つとして、ご検討してはいかがでしょうか。照会先 「広報あびら」 企画課広報広聴係（☎22751）、「町ホームページ」 情報課情報管理係（☎22411）

種類	掲載位置	規格	広告掲載期間	広告料	備考
広報あびら	町長が指定するページ	指定ページの1段 2分の1 (縦 48mm×横 87mm)	月号単位	1回につき3,000円	最大 1年間
		指定ページの1段 (縦 48mm×横 175mm)		1回につき6,000円	
		指定ページの2段 (縦 105mm×横 175mm)		1回につき12,000円	
町ホームページ ※掲載者が電子データを提供	トップページ	50×100ピクセル (4Kバイト以下)	1月単位	1月当たりの上限15,000円。掲載場所に応じて別に定める。町内者には優遇制度あり。	最大 1年間